

7. 公害苦情の状況

平成30年度から令和4年度までの当市の公害苦情件数の推移は表7-1のとおりです。

年 度	総 数	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒 音	振 動	地盤沈下	悪 臭	その他
H30	95	37	14	0	14	2	0	6	22
R1	84	36	15	0	7	0	0	9	17
R2	105	49	11	0	13	0	0	11	21
R3	75	27	11	0	6	0	0	2	29
R4	50	31	5	0	0	1	0	1	12

表7-1 公害苦情件数の推移

単位：件

令和4年度の公害苦情における公害苦情件数の内訳をみると、大気汚染が全件数の62%を占めており、全て野焼きに関する苦情でした。また、その他に分類される不法投棄等の件数は3件、河川への濁水流出等による水質汚濁の苦情件数は5件と以前よりは少ない件数でした。

過去5年間を通して、令和4年度は公害苦情総数が一番少ない結果となりましたが、過去と比べて増加傾向にあり、野焼きに関する苦情が増加していることが原因です。

野焼きと不法投棄の現場写真

亀山市の苦情件数の結果から、野焼きと不法投棄が大部分を占めていることが分かります。廃棄物の野外焼却や、不法投棄は止めましょう。



廃棄物の野外焼却は原則禁止されています。
廃棄物は適切に処理するようにしましょう。



不法投棄は禁止されており、廃棄物を捨てるとうちやわらや水質等環境を汚染する可能性もあります。廃棄物を捨てるのはやめましょう。